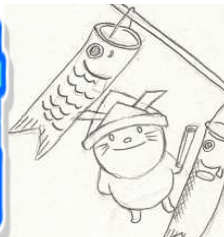


小来川駐在所通信



令和8年5月号
栃木県日光警察署
TEL0288-53-0110
小来川駐在所
TEL0288-63-3028

消費者庁主催の「消費者月間」について～生活安全部生活環境課～

実施期間

令和8年5月1日(金)～31日(日)までの1か月間
令和8年度「消費者月間」統一テーマ

「見える情報 見えない仕組み
～ AI時代の消費者力を高めるために～」

消費者月間とは

消費者庁では、毎年5月を「消費者月間」とし、上記統一テーマのもと、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するため、関係行政機関と連携して各種啓発活動を実施します。

悪質商法とは

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に取行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

具体的な最新トレンドと手口

- ・最新トレンド 若者から高齢者までの幅広い年齢層を狙う「後出しマルチ」投資・情報商材
- ・手口 SNSやマッチングアプリで接近し、「必ず儲かる」「楽に収入が得られる」とマルチ商法やFX等の投資話(情報商材)を執拗に勧誘する。
- ・特徴 最初はマルチだと隠し、契約直前や契約後にマルチの仕組みを説明する。借金をさせてまで高額な契約を迫るケースが多い。

早期に相談を

悪質業者にお金を払い、期間が経過してから警察に相談に来られる方が多く見られます。「変だな」と思ったら、早めに警察等に相談してください。

たとえ、SNSで華やかに見えたり、親しい人からの誘いであつたりしても注意してください。

不安を感じたとき、被害にあった時の相談窓口

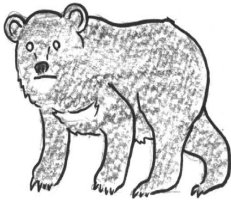
- 最寄りの警察署または警察本部
- 警察相談専用電話(「#9110番」)
- 県の消費生活センターまたは市町の消費生活相談窓口(消費者ホットライン「188番」)

野生動物に注意

春は気温の上昇と共に野生動物の出没数も上昇します。森や山に入る際はもちろん、市街地においても野生動物に遭遇する可能性があります。

野生動物に遭遇したら

- 不用意に近づかない
野生動物を見かけても近づくとなく、そっと立ち去りましょう。
- 絶対に餌を与えない
餌がなくなった途端に「もっと餌をよこせ!」と人間に襲い掛かってきます。



また、春は動物達にとっての食料がまだまだ少ない状態です。市街地に動物を近寄らせないために、収穫した野菜や果物等を屋外に置かないことが鉄則です。

※令和8年中、日光市内での熊の目撃報が3件ありました。

- ・3/13 日光市匠町 1件
- ・4/10 日光市宝殿 2件

小来川動物図鑑

道路脇から列をなして飛び出したり、立ち止まるので注意。ドライバーは法定速度を守ることで鹿との衝突のリスクを大幅に下げることができる。

夜間は車のヘッドライトに目が反射し、お尻の毛が白くて目立つので交通事故防止の意識は高いのかもしれない。



小来川の生息動物No.1
ニホンジカ

令和8年中の小来川駐在所管内における事件事故発生件数(4月21日現在)

刑法犯	3件
交通事故	5件
人身事故	0件
物件事故	5件

※納屋、軒下等からチェーンソー、草薙機、タイヤ、灯油等が盗まれる被害が発生しています!!

栃木県警察防犯アプリ
とちぎポリス

